

『独禁法犯罪の研究』(成文堂、2002年)

法学部教授 神山 敏雄

1 独禁法は、犯罪と刑罰を直接的に規定する法律ではなく、経済活動の基本的ルールを設定し、その違反行為に対して公正取引委員会が行政処分によって対処することを原則とするが、その一部を犯罪としても位置付け刑罰も科している。そこでの犯罪には種々あるが、実務上、刑事事件として摘発される犯罪は入札談合を含めたカルテル犯罪であり、その他の犯罪規定は床の間の飾り物となっている。しかもカルテル行為の九割以上は刑事摘発ではなく行政摘発であり、この現実をどうみることが問題となる。そこでは、独禁法犯罪の罪質に対する実質的考え方とサンクションの在り方が問われる。本書は、この問題に正面から取り組むものである。

2 一章では、独禁法の全ての違反行為とサンクションを体系的に分析し、そこにおける種々の問題点を浮き彫りにし、特に、経済秩序違反行為と経済犯罪行為の関係をどうみか、行政上のサンクションと刑罰の関係はどうあるべきかを中心に批判的に検討した。

3 二章では、入札談合以外のカルテル犯罪を中心に、その罪質や解釈論上の問題等について刑法理論及び経済犯罪論の観点から理論的に検討した上、カルテル事件の行政摘発事例と刑事摘発事例を取り上げ、そこにおける問題点、特徴、実務上の対応等について論じた。

4 三章では、独禁法の入札談合罪の構成要件及び罪質について刑法典の入札談合罪のそれと比較検討した上、実務上の行政摘発事件と刑事摘発事件を取り上げ、そこにおける問題点、特徴、実務上の対応等について論じた。特に、社会保険庁発注の目隠しシール入札談合事件は、罪質、法適用、裁判、サンクション等に関する総合的な問題点を提供している。即ち、本件は規模の面から刑事摘発の対象となる性質のものであったのか、自然人の摘発と裁判は刑法典の入札談合罪によって東京地裁で、法人の摘発と裁判は独禁法の入札談合罪によって東京高裁でそれぞれ行われたが、このような分裂裁判は許されるのか、法人に対して刑罰(罰金)行政処分(課徴金)民事責任(不当利得)の三重の制裁が駆使されているが、このような金銭制裁の在り方が妥当であるかについて論じた。

5 四章では、カルテル犯罪は状態犯か継続犯かという問題を取り上げた。私は、1985年に石油カルテル刑事事件の最高裁判決を論評した際に当該問題を提起し、継続犯説を主張した。当時は、実務も学説も当該問題については論じていなかった。あれから12年後に水道メーター入札談合刑事事件において、初めて当該問題に関する高裁の判例が出現した。そこで、本章では、状態犯と継続犯に関する刑法理論を徹底的に検討した上、入札談合についての実務家、経済法学者、刑法学者の諸見解を批判的に検討した。

6 五章と六章では、ドイツでの入札談合に対する実務的・立法的対応を取り上げた。ドイツの独禁法ではカルテル行為は、犯罪としてではなく、秩序違反行為として位置づけられ行政処分(過料)が課されている。刑法典でも入札談合は犯罪化されていなかったため、検察実務はそれを詐欺罪で摘発・起訴し裁判に臨んだ。連邦最高裁判所は一度目はその成立を否定し、二度目は理論上その成立を肯定したが、差戻された後の事実審の事実認定において有罪とすることはできなかった。結局、入札談合罪は、1997年に立法によって

刑法典に導入された。このような変遷を辿ったドイツの判例、学説及び立法の経緯を詳細に分析し比較法的に検討した。

7 本書は、経済刑法の視点から独禁法の犯罪行為とサンクションについて体系的・理論的に考察し、具体的摘発事例を検討するものであり、独禁法犯罪に関する我が国初の研究書である。